

## 利用登録のご案内

- 逗子市立体育館を利用される皆様を対象に、スポーツ団体（当分の間、文化団体も含む。）の登録を受付けています。
- 20歳以上の責任者を含む10名以上で構成し、かつ、市内に在住・在学・在勤する方が過半数を超える団体。
- 逗子市立体育館を使用する場合に、使用料減免申請により使用料が減額されます。

- 提出場所 逗子市立体育館（逗子アリーナ）受付  
（月曜休館※月曜が祝日の場合はその翌日以後の最初の平日）

- 提出書類
  - 1 逗子アリーナ利用登録申請書 団体用
  - 2 逗子アリーナ利用者活動情報
  - 3 会員名簿

- 登録時期

新規登録・・・随時、受付けています。

登録更新・・・最新の登録（新規登録を含む）から**5**年後に更新手続きを行ってください。

※内容変更のある場合は、随時受付けておりますので、変更手続きを行ってください。

- その他

逗子アリーナ作成の「利用団体（個人）ガイドブック」による情報公開をご希望の場合は、別紙「逗子アリーナ利用者活動情報」提出の際に、その旨ご記入ください。（公開に○つけてその他の欄を全てご記入ください）

- 注意事項

1. 申請時に運転免許証、パスポート、学生証などの写真付きの公的証明書1点、または健康保険証、社員証、年金手帳など2点の組み合わせの提示が必要となります。
2. 利用者番号は、同一人、同一団体が複数取得することはできません。
3. 施設利用の申込みをされる方が、集団的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると思われるときは、神奈川県警察の意見を聴くことがあります。